

鎌ヶ谷市ホームページ広告掲出に関する取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、鎌ヶ谷市有料広告掲出の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、市ホームページに掲出する有料広告の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の範囲及び種類)

第2条 市ホームページに掲出する広告の範囲は、要綱第3条に定めるものとし、種類はバナー広告とする。

(広告の枠数、掲出料及び掲出規格)

第3条 広告の枠数、掲出料及び掲出規格は、別表1のとおりとする。

2 広告掲出期間中、市ホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その時間に応じ別表2のとおり掲出期間を延長する。ただし、次に掲げる事由により、市ホームページが閉鎖された場合、広告掲出期間の延長は行わないものとする。

- (1) 市のサーバ、ソフトウェア等の点検及び修理、補修、改良等に伴う停止
- (2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災
- (3) 悪意を持つ第三者による市のコンピュータへの不正アクセス等に起因する停止
- (4) 通信回線等の事故、障害による停止

(広告掲出希望者の募集)

第4条 広告掲出希望者の募集は、市が契約する広告代理事業者が訪問その他手段によって、随時行うものとする。

(広告掲出の申込み)

第5条 広告代理事業者は、広告掲出希望者が作成する要綱第7条に規定する広告掲出申込書及び広告原稿を取りまとめ、市長に申し込むものとする。掲出期間にあっては、申込みを受けた日の属する年度内とし、1カ月を単位とする。

(広告掲出の決定)

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、速やかに広告掲出の可否を決定し、要綱第8条に規定する広告掲出決定通知書により広告掲出希望者に通知するものとする。この場合において、広告の申込みが当該広告掲出件数を超えるときは申込み先着順とする。

(広告掲出料の納付)

第7条 広告掲出の決定を受けた広告掲出希望者（以下「広告主」という。）は、市が指定する方法により、期日までに広告掲出料を納付しなければならない。

(広告主の責任)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲出にかかる経費の負担及び広告原稿の提出)

第9条 広告原稿は、広告主の負担で作成し、市が指定する方法により期日までに提出するものとする。

(広告掲出の取消し)

第10条 広告の掲出が決定した後でも、市長は、市ホームページの更新に支障があると認めたとときのほか、市長が指定する期日までに掲出原稿を提出しなかったとき又は広告掲出料を納付しなかったときは、広告の掲出を取り消すことができる。

(広告掲出料の還付)

第11条 広告掲出が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲出が中止になったときは、広告掲出料を一部又は全額還付する。

(市による広告掲出希望者の募集など)

第12条 第4条及び第5条の規定にかかわらず、市が広告代理事業者と契約していない場合は、募集、申込みその他事務を市で実施する。この場合において、募集については原則として市ホームページ及び市広報紙に掲出し、公募するものとする。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この基準は、平成19年1月4日から施行する。

附則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この基準は、令和3年3月1日から施行する。ただし、令和3年2月28日までの申込みについては、なお、従前の例による。

別表 1

1 広告枠数

広告枠は市ホームページの管理上支障のない範囲とする。

2 掲出規格及び掲出料

規格（1枠につき）	基本掲出期間	料 金
天地 72ピクセル 左右 180ピクセル 30キロバイト以内 GIF89A形式 アニメーションやフラッシュを使用しないこと	1カ月	15,000円

別表 2

閉鎖した時間	延長する時間
連続して3時間以上24時間以内	1日
連続して24時間を超え48時間以内	2日
連続して48時間を超え72時間以内	3日
連続して72時間を超え96時間以内	4日
連続して96時間を超えたとき	閉鎖した時間を24時間で除して 得た日数+1日